

標準的な国民健康保険料(税)・一部負担金の減免基準について(案)

1. 趣旨

- 保険料・一部負担金の減免については、府内の市町村間で減免基準が異なっている状況。広域化等支援方針に基づき、市町村国保の都道府県単位の一元化も見据え、生活困難者の医療機会の確保の観点から、標準的な減免基準を定めるもの。
- ただし、市町村によって国保財政や被保険者の状況等が異なることから、各市町村が標準的な減免基準の考え方を踏まえつつ独自の減免基準を定めることは差し支えないもの。特に、独自の減免基準が標準的な減免基準よりも広い場合は、これを狭める必要はない。

2. 標準的な保険料の減免基準(案)

- 別添1のとおり

(概要) 減免事由

① 災害減免

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた世帯

② 事業休廃止等減免

事業休廃止、失業、死亡又は傷病により、当年所得見込額が前年所得額に比べて著しく減少し、保険料の納付が困難であると認められる世帯

③ 給付制限減免

刑務所、少年院等に拘禁・収容され、給付制限を受ける期間が2か月を超える被保険者

④ 旧被扶養者減免

配偶者等が後期高齢者医療制度の被保険者に移行したことに伴い、被用者保険の被扶養者から市町村国保の被保険者となった65歳以上の者

⑤ その他(特別な事情)

特別な事情がある場合で、市町村が特に必要と認めるとき

3. 標準的な一部負担金の減免基準(案)

- 別添2のとおり

(概要) 減免対象

- 次のいずれかに該当したことにより生活が困難となった者

- ① 災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害
- ② 干ばつ等による農作物の不作、不漁等により収入が減少
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が減少
- ④ その他

※ 収入減少の認定に当たっては、次のいずれにも該当

- ・ 入院療養を受ける被保険者の世帯
- ・ 収入が生活保護基準額以下で、預貯金が生活保護基準額の3か月分以下の世帯

標準的な国民健康保険料（税）の減免基準（案）

第 1 趣旨

- ・ 国民健康保険料（税）（以下「保険料」という。）は前年所得により算定されることが原則であり、法律上、前年所得が少ない被保険者に対しては、保険料応益割を減額する軽減制度が設けられている。この原則の例外として、条例に基づく保険料の減免制度が設けられ、災害による損害、事業休廃止等による当年所得の減少等により、保険料納付が困難であると認められる場合には、各市町村で保険料の減免が実施されている。
- ・ 条例に基づく保険料の減免については、府内の市町村間で減免基準が異なっていることから、「京都府国民健康保険広域化等支援方針」において、生活困難者の医療機会の確保の観点から、標準的な減免基準を設定することが望ましいとされており、今般、市町村国保の都道府県単位の一元化も見据え、標準的な保険料の減免基準について定めるものである。
- ・ ただし、市町村によって国保財政や被保険者の状況等に違いがあることから、各市町村が本基準の考え方を踏まえつつ独自の減免基準を定めることは差し支えないものであり、特に、独自の減免基準が本基準よりも広い場合は、これを狭める必要はない。

第 2 減免事由

1. 災害減免

(1) 対象

- ・ 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた世帯（基礎控除後の前年所得額が 1,000 万円以下である世帯に限る。）

(2) 減免額

- ・ 被災月から 12 か月分の保険料について、次の左欄に掲げる損害区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる減免割合の減免を行う。

損害区分	減免割合
7 割以上	10 分の 10
4 割以上 7 割未満	10 分の 7
2 割以上 4 割未満	10 分の 5

(3) 証明書類

- ・ 罹災証明書（罹災者台帳、罹災者調書等の確認により代えることができる。）
- ・ その他申請事由を証明する書類

2. 事業休廃止等減免

(1) 対象

- ・ 事業休廃止、失業、死亡又は傷病により、当年所得見込額が前年所得額に比べて著しく減少し、保険料の納付が困難であると認められる世帯（基礎控除後の前年所得額が 200 万円＋（33 万円×世帯主を除く被保険者数）以下である世帯に限る。）

(2) 減免額

- ・ 申請のあった月から当該年度末までの保険料について、次の①及び②の減免を行う。ただし、賦課決定通知後の最初の月末までに申請が行われた場合は、当該年度の保険料につ

いて、減免を行うものとする。

① 保険料応益割の減免

- ・ 保険料応益割について、次の左欄に掲げる当年所得見込額の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる減免割合の減免を行う。

当年所得見込額	減免割合
33万円以下	10分の7
33万円＋(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下	10分の5
33万円＋(35万円×被保険者数)以下	10分の2

ただし、法定軽減によって保険料応益割の10分の5の減額を受けている場合において、当年所得見込額が33万円以下となったときは、10分の7の減免割合を乗じて得た減免額から法定軽減の10分の5の減額分を差し引いて、減免を行うものとする。また、法定軽減によって保険料応益割の10分の2の減額を受けている場合において、当年所得見込額が33万円以下又は33万円＋(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下となったときは、10分の7又は10分の5の減額割合を乗じて得た減免額から法定軽減の10分の2の減額分を差し引いて、減免を行うものとする。

② 保険料応能割の減免

- ・ 保険料応能割について、次の左欄に掲げる基礎控除後の当年所得見込額の減少割合の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる減免割合の減免を行う。

基礎控除後の当年所得見込額の減少割合	減免割合
100%	10分の8
90%以上	10分の7
80%以上	10分の6
70%以上	10分の5
60%以上	10分の4
50%以上	10分の3

(3) 証明書類

① 所得減少の理由を証明するもの

- ・ 公的機関への事業休廃止の届出書の写し、破産証明書（破産決定の正本等）
- ・ 離職（退職）証明書、雇用保険受給資格者証、離職票等
- ・ 入院証明書、診断書、医療費の領収書等
- ・ その他申請事由を証明する書類

② 所得額の分かるもの

- ・ 給与証明書、給与明細等
- ・ 年金支払通知書
- ・ 収入申告書

(4) 所得実績の確認

- ・ 事業休廃止等減免を行った世帯については、原則として、当該年の終了後に、次年度の保険料の賦課資料により、又は所得申告を求めて、当該年の所得実績を確認し、減免基準に該当しない場合又は修正が必要となる場合は、減免の取消又は再判定を行うものとする。
- ・ ただし、市町村によってこれ以外の取扱いを行うことも差し支えないものとする。

3. 給付制限減免

(1) 対象

- ・ 国民健康保険法第 59 条による給付制限を受ける期間が 2 か月を超える被保険者

(2) 減免額

- ・ 給付制限に該当した月から該当しなくなった月の前月までの当該被保険者に係る保険料について、10 分の 10 の減免を行う。

(3) 証明書類

- ・ 収監の事実を証明するもの（収監証明書等）
- ・ その他申請事由を証明する書類

4. 旧被扶養者減免

(1) 対象

- ・ 次の①及び②のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）が属する世帯

① 被保険者の資格を取得した日において、65 歳以上である者

② 被保険者の資格を取得した前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

ア 健康保険法の規定による被保険者（同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。）

イ 船員保険法の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

エ 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

オ 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）

(2) 減免額

- ・ 旧被扶養者が被保険者資格を取得した月から当分の間の保険料について、次の①、②及び③の減免割合の減免を行う。

① 保険料均等割

- ・ 旧被扶養者に係る保険料均等割の 10 分の 5（2 割軽減世帯の場合は、10 分の 3）

② 保険料平等割（当該世帯に属する被保険者が全て旧被扶養者である場合に限る。）

- ・ 当該世帯に係る保険料平等割の 10 分の 5（2 割軽減世帯の場合は、10 分の 3）

③ 保険料所得割

- ・ 旧被扶養者に係る保険料所得割の 10 分の 10

(3) 証明書類

- ・ 被用者保険資格喪失証明書、旧被扶養者異動連絡票

5. その他（特別な事情）

- ・ 上記に掲げるもののほか、特別な事情がある場合で、市町村が特に必要と認めるときは、保険料の減免を行うことができるものである。

第3 その他

1. 複数の減免事由に該当する場合

- ・ 対象世帯が条例に基づく保険料の減免に複数該当する場合は、最も減免額が大きい減免事由を適用するものとする。
- ・ 対象世帯が条例に基づく保険料の減免とともに非自発的失業者に係る保険料減額制度に該当する場合は、まずは非自発的失業者に係る減額制度を適用し、条例に基づく減免の方が減免額が大きいときには、条例に基づく減免と非自発的失業者に係る減額制度の差額分について、条例に基づく減免を行うものとする。
- ・ 対象世帯が条例に基づく減免とともに保険料応益割の法定軽減制度に該当する場合は、まずは法定軽減制度を適用し、条例に基づく減免の方が減免額が大きいときには、条例に基づく減免と法定軽減制度の差額分について、条例に基づく減免を行うものとする。

2. 徴収猶予等との関係

- ・ 保険料の減免は、徴収猶予、納付期限の延長等によってもなお納付が困難であると認められる場合の救済措置として実施されるものであり、減免事由に該当する場合であっても、必要に応じて徴収猶予等を行うものである。

3. 減免の取消

- ・ 虚偽の申請その他不正な行為により保険料の減免を受けたことが判明した場合は、当該保険料の減免を取り消すものとする。
- ・ また、減免の理由が消滅した場合は、その理由の消滅の日をもって当該保険料の減免を取り消すものとする。

標準的な一部負担金の減免基準（案）

第1 趣旨

- ・ 被保険者は保険医療機関等で療養の給付を受けた際に、定められた割合に応じて一部負担金を支払うことが原則であるが、法律上、保険者は、特別の理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免を実施することができることとされている。
- ・ 一部負担金の減免については、府内の市町村間で減免基準が異なっていることから、「京都府国民健康保険広域化等支援方針」において、生活困難者の医療機会の確保の観点から、標準的な減免基準を設定することが望ましいとされており、今般、市町村国保の都道府県単位の一元化も見据え、標準的な一部負担金の減免基準について定めるものである。
- ・ ただし、市町村によって国保財政や被保険者の状況等に違いがあることから、各市町村が本基準の考え方を踏まえつつ独自の減免基準を定めることは差し支えないものであり、特に、独自の減免基準が本基準よりも広い場合は、これを狭める必要はない。

第2 一部負担金の徴収猶予及び減免

1. 一部負担金の徴収猶予

- ・ 市町村は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主（以下「世帯主」という。）が次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となった場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により、6箇月以内の期限を限って、一部負担金の徴収を猶予するものとする。この場合において当該世帯主が保険医療機関等に対して当該一部負担金を支払うべきものであるときは、当該保険医療機関等に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。
 - (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
 - (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
 - (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
 - (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2. 一部負担金の減免

- (1) 市町村は、世帯主が1.の各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、その申請によりその者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払若しくは納付を免除することができる。なお、収入の減少の認定に当たっては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含むものとする。
 - ① 入院療養を受ける被保険者の属する世帯
 - ② 世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の収入の額の合計額が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額（以下

「基準額」という。)以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3箇月分に相当する額以下である世帯

- (2) 一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1箇月単位の更新制で3箇月までを標準とすること。ただし、3箇月までに期間を制限するものではない。なお、療養に要する期間が長期に及ぶ場合については、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図ること。

3. 前記1. 及び2. の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

4. 申請

- ・ 一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ市町村に対し、申請書を提出しなければならないこと。ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、ただちにこれを提出しなければならないこと。

5. 証明書の交付又は通知

- (1) 市町村は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項の規定により、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、すみやかに、証明書を申請者に交付すること。
- (2) 一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、(1)の証明書を被保険者証にそえて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

6. 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 市町村は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
 - ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。
 - ② 一部負担金の納入を免かれようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 市町村は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金の減免を取り消すものとする。この場合において被保険者が保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、市町村は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免かれた額を当該市町村に返還させるものとする。